

第七十五回東京都港湾審議會

平成十七年九月十四日（水）

於 都庁第一本庁舎四十二階特別會議室A

一 開 会

二 諮問事項

東京都海上公園計画変更

三 報告事項東京港第七次改訂港湾計画中間報告

四 答 申

五 東京都港湾局長挨拶

六 閉 会

出席者

学識経験者

(社) 経済同友会副代表幹事・専務理事 渡邊 正太郎

三菱鉱石輸送(株) 専務取締役 上東野 治男

(社) 日本港湾協会理事 川嶋 康宏

千葉大学園芸学部教授 田代 順孝

青山学院大学経営学部教授 三村 優美子

江戸川大学社会学部教授 惠 小百合

政策研究大学院大学教授 森地 茂

前(財)東京動物園協会常任理事 山田 元一

港湾関係者

(社) 東京港運協会会長 鶴岡 元秀

東京倉庫協会会長 田川 英明

東京港定航船主会会長 犬塚 研哉

東京湾海難防止協会東京支部長 大村 義人

東京港湾労働組合協議会副議長 都澤 秀征

全日本海員組合関東地方支部長 中本 楨夫

東京都釣魚連合会会長 吉田 米豊

都民公募 岩瀬 俊介

都民公募 山本 順子

区域に隣接する特別区の区長

中央区長 (代) 矢田 美英

港区長 (代) 武井 雅昭

大田区長 西野 善雄

東京都議会議員

東京都議会議員 山崎 孝明

開 会 （午後二時三十三分）

○浜企画課長 お待たせいたしました。ただいまから第七十五回東京都港湾審議会を開会させていただきます。私、事務局を務めております東京都港湾局企画課の浜でございます。よろしく願いたします。委員の皆様には本日お忙しいところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、委員の方々の出席状況をご報告申し上げます。今現在で三十名の委員の皆様にご出席いただいております。定足数を超過しておりますので、有効に成立しております。

まず、私ども、夏の人事異動に伴いまして、港湾局で幹部職員に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。港湾局長の津島でございます。

津島港湾局長 津島でございます。よろしく願いたします。

○浜企画課長 続きまして、港湾経営部長の新田でございます。

新田港湾経営部長 新田でございます。どうぞよろしく願いたします。

○浜企画課長 続きまして、お手元にお配りして

おります資料につきましてご説明させていただきま。す。ちよつとかけてご説明させていただきま。す。

まず、一番上が会議次第、それから本日の会の審議事項について、資料をつけてございます。会議次第の次の後ろに、資料1といたしました。東京都海上公園の変更(案)をお配りしてございます。

続きまして、報告事項の資料でございます。資料2と右肩に記しておりますのが、東京港第七次改訂港湾計画の策定に向けて(改訂計画の中間報告)と題しましたものでございます。

続きまして、右肩に資料2 2と記しましたものが、東京港第七次改訂港湾計画の策定に向けてという、やや厚い冊子になってございます。その後ろにございますのが、パブリックコメントを募集するためにお配りいたしますパンフレットをご参考までにお配りしてございます。

その後ろに委員の皆様の名簿と本日の座席表をお配りしております。

なお、本日の審議会は公開とさせていただきますので、どうぞご了承ください。

それでは渡邊会長、よろしく願ひいたします。

○渡邊会長 それでは、私がこれから司会をさせていただきます。今、委員の方々、会場が暑い

ので、どうぞ上着、ネクタイおとりになって結構ですので、ご自由にひとつ会議を、そういう格好で進めさせていただきますので、ご自由にどうぞ。

それでは、本日は十六時終了を目途に会議を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたしたいと思います。

諮問事項

東京都海上公園計画の変更

○渡邊会長　まず初めに、諮問事項の説明でございます。東京都海上公園の変更（案）につきまして、事務局から説明をお願い申し上げます。

○鈴木臨海開発部長　臨海開発部長の鈴木でございます。本日ご審議いただきます諮問事項につきまして、ご説明を申し上げます。恐縮でございますが、マイクの関係もございまして座って説明をさせていただきます。

お手元の資料1、東京都海上公園の変更（案）をごらんいただきたいと存じます。

本日ご審議いただきます案件は、三つの公園にかかわる東京都海上公園計画の変更でございます。

まず一ページをごらんください。諮問案件である三つの公園の位置を示してございます。地図の右側から順に、一番の江東区若州にある若州海浜公園、二番の江東区東雲にある東雲南緑道公園、三番の港区海岸にある竹芝ふ頭公園でございます。

では、順次説明を申し上げます。一番の若州海浜公園と二番の東雲南緑道公園の計画変更につきまして、その事由が区への移管ということでございますので、経緯について若干補足させていただきます。二ページをごらんいただきましたと思います。海上公園の区への移管に關しましては、本年二月の港湾審議会におきまして、お手元の資料にございますように、「海上公園の新たな管理主体について」として、その考え方と移管の基準についてご答申をいただいたところでございます。

答申の概略を説明いたします。まず基本的な考え方として、一定の基準に基づき、地元区へ管理をゆだねることが妥当な公園について、引き続き公園として利用することを前提に区との協議を順次進めていくというものでございます。

次に移管の基準でございますが、三点ほどございます。基準の一として、昭和五十年の都区制度改革におきまして、十ヘクタール未満の都

市公園が特別区へ移管されたことに準拠いたしまして、海上公園においてもこれと同様とすること。基準の二として、湾岸道路より内陸側で住宅地に隣接しており、市街地化された地域の公園であること。基準三では、湾岸道路の海側地域内の公園にあつて、まず近隣居住者等の利用が主体となっている公園、次に区の施設が既に設置されている公園、さらに隣接する道路等の公共施設と一体的管理が望ましい公園であることを掲げております。都としては、これらの基準を前提に、個々具体的に判断し、各区と協議を進めていくこととしております。

さて、本年二月の答申後、これらの考え方について関係区に説明を行ったところ、江東区の若州海浜公園キャンプ場及び多目的広場、並びに東雲南緑道公園について関心が寄せられました。引き続き、これら公園について話し合いに入り、今般、移管について江東区の内諾が得られるところとなりましたので、計画の変更をお諮りするものでございます。

具体的には、まず一番の若州海浜公園でございますが、三ページをごらんください。若州海浜公園の既定計画の一部変更についてでございます。若州海浜公園は現在、ゴルフリンクス、若州ヨット訓練所、キャンプ場、海釣り施設などで構成され、陸域八十七・四ヘクタール、海

域二十二・二ヘクタール、総面積百九・六ヘクタールの特色ある海上公園でございます。このうち、移管されて区の公園となる区域は、キャンプ場、多目的広場のある九ヘクタールの部分で、黒枠の既定計画廃止区域で示してございます。今回の廃止に伴う主な施設の変更前、変更後の状況は四ページに改めて整理してございます。

五ページから七ページにかけては図面、航空写真を示してございますが、特に六ページの拡大図をごらんいただきたいと存じます。今回の移管区域を既定計画廃止区域として灰色で塗ってございますが、北側の部分は風力発電施設のある多目的広場、形のくびれている部分にはキャンプやサイクリングの受付を行うサービセンター等が、南側にはキャンプ場が配置されております。この区域と若州ゴルフリンクスの間には、現在工事が進められております臨海道路二期の予定位置を示してございます。この道路はキャンプ場側の駐車場を高いところで縦断するようになります。

八ページには現況の利用状況を載せてございますが、上から多目的広場と江東区の風力発電施設の風景、下はキャンプ場の利用風景となっております。この移管部分につきましては、海上公園計画の変更となりますので、その結果、

若州海浜公園は陸域七十八・四ヘクタール、海域二十二・二ヘクタール、総面積百・六ヘクタールの規模となります。

次に二番の東雲南緑道公園でございますが、九ページをごらんいただきたいと思えます。東雲南緑道公園の既定計画の廃止についてでございます。東雲南緑道公園は臨海高速鉄道東雲駅南側の駅前広場の東側に隣接する〇・二ヘクタールの小公園でございますが、平成八年の東雲駅の開業に先立ち、駅前広場設置のため、当公園の一部〇・三ヘクタールを縮小いたしました経緯がございます。公園施設は樹林帯や広場などがあり、既設の駅前広場と一体となった立地にあることから、主に駅周辺を利用する方々の休憩、散策の場となっております。

十ページ、十一ページにかけての図面、写真に、東雲南緑道公園の既定計画の廃止区域を、十二ページには現況の写真をお示ししてございます。当公園につきましても、若州海浜公園のキャンプ場等と同様に江東区に移管され、開場公園計画上は公園が廃止されることとなります。なお、移管後につきましては、江東区が公園として管理していくことを条件としておりますので、区立公園条例により適正に管理されるものがございます。

次に三番の竹芝ふ頭公園でございますが、十

三ページをごらんいただきたいと思います。竹芝ふ頭公園の既定計画の廃止についてでございます。竹芝ふ頭公園は竹芝ふ頭再開発の一環として、平成五年に一・二ヘクタールの規模で完成し、客船ターミナルの前庭的な役割と船舶利用者の待合空間として、また一般都民が身近に港の景観や海に親しむ場としての機能を持つております。

恐れ入りますが、十四ページの平面図をお開きください。この公園は上段の図Aの斜線部分が地上図の公園、五千四百十三平方メートルほどございます。下段の図Bの斜線部分が人工地盤上の二階部分、これが六千六百八十二平方メートルでございます。この二つでターミナルの上部を占有する形の公園となっており、かつ周辺の建物周りのデッキとデッキ状の客船乗降場と連続いたしました構造となっております。十六ページの現況写真をごらんになっていただきますと、その雰囲気がおわかりいただけるかと思えます。一番下の写真でとんがった施設がございますが、これがデッキ状の客船の乗降場でございます。

竹芝ふ頭では、竹芝ふ頭 大島間に従来の夜行船便に加えまして、平成十四年度からジェットfoilが就航し、以降、便利な日帰り便ができるようになりまして活性化してまいりま

した。この成功を足がかりに竹芝ふ頭のますますの活性化が期待されるわけですが、イベントを行うにも公園と客船ターミナルとが別々の条例で二元的に管理が行われていることや、公園の各種規制が厳しく、いま一つ取り組みが低調になっております。また平成十八年四月からは指定管理者制度が導入され、ターミナル及び公園は一元管理となり、都民サービスや事務効率の向上が一層期待されているところでございます。この状況に的確に対応するためには、現状の形態は変えずに、公園からより規制の少ない客船ターミナル広場に位置づけを変更いたしましたして、さらなる活性化を進めることが重要と考えております。位置づけの変更によりまして公園の名はなくなりますが、現場の形態や実際の利用は何ら変わるものではないでございます。竹芝ふ頭の今後の活性化のためにご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後に海上公園の全体計画についての総括でございます。十七ページをごらんいただきましたと思います。以上三公園の海上公園計画変更により、公園数は四十六公園から二公園を減じまして四十四公園に、公園の種類といたしましては、ふ頭公園及び緑道公園の各一公園を減じます。公園面積は三公園の陸域面積を十・四へ

クータル減じますので、総面積八百八十二・三ヘクータル、陸域面積は三百三十七・九ヘクータル、海域面積五百四十四・四ヘクータルとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

渡邊会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問等をお伺いしたいと思います。いかがでございますか。

はい、それじゃ山崎委員。

山崎委員 若州海浜公園のことでちょっと伺いますが、総合管理センターはどこにあって何をするのか、それからサービスセンターはこの中にあるのは、ここに書いてありますが、サービスセンターでやっている仕事はどんなことをやっているか、お答えください。

渡邊会長 それじゃ、都のほうからどうぞ。

鈴木臨海開発部長 この公園の現行の全体の中での総合管理センターは、ゴルフ場の施設の中でございます。そこでは現在、ゴルフ場の管理を主体に事務処理が行われております。

山崎委員 サービスセンターは。

鈴木臨海開発部長 そのほかに、キャンプ場部分には受付部分がございますので、そちらの関係の事務はゴルフ場のサービスセンターの中で処理がされています。

山崎委員　ちょっといいですか。キャンプ場のそばにあるサービスセンターと書いてあるでしょう。ここの仕事は何をしていますかということ。

鈴木臨海開発部長　主にキャンプ場の管理でございます。

山崎委員　ほかには。主にじゃなくて。

鈴木臨海開発部長　そこに隣接する部分にサイクル施設の管理をする受付コーナーがございます。

渡邊会長　よろしいですか。

山崎委員　そうすると、サービスセンターはサイクルリングの貸し出しもやっているわけでしょう。これを見ますと、二ページの基本的考え方の中の基準の中に、3　3で隣接する公共施設と一体的管理が望ましい公園というふうになっています。そうして考えてみると、キャンプ場並びに多目的広場とか、そうした中において、これが区に移管される。ところが、海釣り施設とか、この周りを走るサイクルリングロードとかというのは、今後も都が管理していくということになるわけですね。そうすると、隣接する公共施設と一体的管理が望ましい公園としていながら、サービスセンターで海釣り施設その他のことも関連していると思うんですけども、何でここ切り離しちゃうの。

鈴木臨海開発部長 基準の部分の解釈でございますが、ここでは隣接する公共施設と一体的な管理が望ましいものという基準は、先ほど申し上げました東雲南緑道公園のように、いわば駅前広場として他の公共施設と一体的に管理をすることが望ましいというものの基準でございます。若州の海浜公園のキャンプ場につきましては、この基準ではなくて、おおむね十ヘクタール未満の公園という、いわば地域的な広さの問題、加えて、実は南側の一番先の部分の多目的広場の部分に、江東区が設置をいたしました風力発電施設がございます。この風力発電施設が、区のいわば設置した施設であるという、この基準の3 2に該当する部分、これをもって今回、移管をするということで考えております。

渡邊会長 今の質問は、それじゃ海釣り施設はなぜ都に残るのかと、こういうことに対してのご質問なんです。

鈴木臨海開発部長 失礼いたしました。水際の二十メートルの範囲につきましては、護岸安定のための装置、タイロッドが埋め込まれておりまして、現時点では水際の管理のノウハウを持つ東京都が管理すべきだということで、この部分は留保してございます。

渡邊会長 いわば港の護岸を受け持つ責任上、

これは都に残すと、こういうことですね。

山崎委員 サービスセンターでは、海釣り施設のことややってるんでしょう、今。それから自転車借りるところもやっている。そのサービスセンターは区に行って、海釣り施設とかサイクリングでぐるっと回って遊ぶところの施設は都が持っている。この辺、ちょっとちぐはくしているんじゃないかなという感じがするんですよ。例えば一体的管理ということになれば、ヨット、マリーナもある、ゴルフ場もある、全体的にこの海浜公園も全体として機能しているわけですね。ところが、そうしてみると、海釣り施設その他もいずれ区の管理になったほうが一体的になるのではないかというふうに思います。いかがですか。

鈴木臨海開発部長 水際につきましては港湾施設でございますので、区への移管については考えておりません。それから、管理の形態でございますが、確かにご指摘のように、現状では海釣りの部分につきましてはキャンプ場のサービスセンターのほうから、いわば職員が巡回するような形をとってございますが、今回、江東区に移管の後は、私どものほうで存知します若州リンクスの事務所を起点にいたしまして巡回サービスといたしますが、巡回等の対応によりまして、基本的には管理をしていくということ

で考えております。

渡邊会長　だから、その施設運営の考え方は、区というのが今度移管される公園の中のサーブス行為で、海釣り施設は護岸上、都に残さざるを得ないと。海釣り施設のサーブスは、いわば海釣りのためのサーブスはゴルフ場の中の都のサーブスセンターで一体的に管理していく、こういう解釈でいいんですね。

鈴木臨海開発部長　そうでございます。

山崎委員　私もよく行くんですが、海釣り施設というのはキャンプ場のほうから回れば当然一番近いからサーブスセンターから行きますわ。ところが、若州のゴルフのクラブハウスのほうから歩いて海釣り施設まで行くというと、利用者にとって非常に遠いし、管理するということって随分離れてますね。そういった点が非常にちぐはぐしている感じがするんですよ。せっかく、当初の計画は当然海釣り施設であるからサーブスセンターをここにつくったと思うんだけど、その辺が区に移管した後、海釣り施設その他の管理の面も、それから利用者の利便性を考えても、果たしてこれでいいのかとなれば、それはいろいろ法律的に港湾施設だから区にはできないよとか、いろいろあるんだろうけれども、サーブスセンターがここにあるならば、海釣り施設だって、それは区に移管して区

にやってもらったほうが便利で簡単で、利用者もいいんじゃないの、管理の方法も易しいし。そうは思わないですか。

鈴木臨海開発部長 確かに人的な配置と、いわゆるターミナルに当たる部分との関係では、そのようなお話があるうかと思いますが、当該部分は実は陸域部分でも八十ヘクタールと非常に大きな部分でございますので、これにつきましては車等による巡回サービス等を頻繁に行うことによつて管理上、遺漏のないように対応するということに対処していくというふうに考えております。

渡邊会長 それじゃ、これはそのまま続けてもあれですので、結局、海釣りに来る人たちには迷惑はかからないんでしょう。要するに海釣りに来る人たちが一々ゴルフ場のほうへ行つていろいろ手続をしてということじゃなくて、要するにゴルフ場にある都のサービスセンターからここへ来て、海釣りする人はここへ来ればいいと。しかし、要するに港の管理上と、ここにたまたまあるということにおいて今の議論が行われているわけですけど、こちら辺は一回、港の管理と、こういうサービス施設の置き場所のあり方と、それからそれを利用する人たちの便利性と、それから都のサービスの運営としての効率性ということを、さらに一層検討はする

けれども、一応きょうはひとまず、この公園の区への移管だけはご承認いただくということでしょうかでしょうか。

山崎委員 区の移管に反対してるわけじゃなくて、利用者の立場を考えたり、サービスセンターは区がやるわけで、利用する海釣り施設は都のものだと。その辺がきちんとうまくいくのかという心配をしているわけで、そのことを僕は言いたいですね。それなら最初から海釣り施設だつて渡しちゃえばいいじゃないかって、だれもが考えると僕は思うんだけど、法律があつてだめだというなら仕方ないけど、そんなのいくらでも直そうと思えば直せるんじゃないの、これ、やり方次第で。

渡邊会長 ちょっとすみません、川嶋委員のほうから。

川嶋委員 今、先生ご質問されているのは、利用する場合に利用者の方がその施設を利用するときにキャンプ場のほうにお行きになればすぐ行けるということでお話しになっておられると思うんですけども、多分、私がちょっと想像することですけども、これ、港湾施設になっておりました、多分、棧橋のような形になっていると思いますので、波で被災するようないこともございますから、そういったときには多分、土木工事をして修理をしなきゃいけない

というふうなことになりますと、多分、区のほうで移管された場合、区の方が修理をされるというのは、かなり面倒なことになると思います。そういう意味で、施設を今まで管理されていた方が管理したほうが、経験も豊富ですし良好な状態で管理できるだろうという。お使いになる側のこともありますけれども、管理するほうの側からのあれで、多分、都のほうが管理をしたほうがいいんじゃないかというふうにお考えになって、こういう形になっているんじゃないかと思えますけど。

渡邊会長 小竹委員、どうぞ。

小竹委員 私も区へ移管することそのものについては問題ないかなというふうに思うんですが、若州のキャンプ場については、江東区民の方の利用と同時に、結構、夏休みなんかはイベント的、それからかなり広範囲な方々が利用しているというふうな状況ですので、その辺の利用については、維持管理も含めて江東区に移管された場合に、きちんと同じように継続ができるのかどうかという点が、やはり利用される区民の方々、いろいろ多くの方々の利用がある中ですので、その辺はどうでしょうか。

鈴木臨海開発部長 お話のキャンプ場の利用につきましては、都としてもこれまでどおり広範囲な都民の利用を確保するようにお願いしてお

ります。江東区も区民以外の利用を排除しないという考えでありまして、時間は当面、料金や予約受付についても現状を踏襲していく予定であると聞いております。

岡崎委員 よろしいですか。

渡邊会長 はい、どうぞ。

岡崎委員 この区に移管をするということについては、私も基本的な流れについては結構だと思っておりますが、都の大きな公園とくっついて、図面を見ると接しているわけで、管理だとかいう面ではスケールメリットでも、わざわざ、例えば都の公園は火曜日に清掃して、区の公園は水曜日に清掃するというような形で、むしろ火曜日に一体的にやったほうが経済的なメリットだとかいう面では、むしろ効果的ではなからうかという気がするんですが、それが一点。もう一つは移管をすることによってだれが幸せになるのか、二つお教えください。

鈴木臨海開発部長 まず管理の問題でございますが、当然、このままの形で区に移管なされますと、東京都の公園部分は東京都が管理し、区に移管部分につきましては区が管理するという形になるかと思えます。ただ、先ほど説明の中にも若干触れましたが、平成十八年の九月までには指定管理者制度を導入するという形になってございますので、そういう中で区側さ

んがどういう形態で管理されるのか、この問題にもかかってくる内容かと思えます。その辺につきましては、今後、区さんともいろいろな部分で情報交換をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今回の移動がだれにとってそういう点でメリットがあるのかということがございますが、私どもは、このいわば区の移管にやまして、都区間の事務につきまして区分をしていくことができるということで、規模あるいは内容によりまして、その辺の役割分担をしていくという考え方でございます。二点目は、当然のことながら区に移管された場合には、区民の利用しやすいような、あるいは区民にとって身近な公園として、より運営についてきめ細やかな対応が区さんによって行われるものというふうに考えております。また、江東区がこのキャンプ場を受けるということについての意見交換の中では、若州海浜公園のキャンプ場、多目的広場が約十ヘクタールの敷地面積を有していて、海に面していること、あるいは近隣に住宅がないというようなことで、特徴を持った公園である。それから多目的広場には区の風力発電施設が設置されて、区民の環境学習の場として活用されているという実態があること。また、この地域を区の施設として受け入れ、他

の公園にない新たな事業展開をすることによりまして、いわば水彩都市としての江東区というおっしゃり方をされておりますが、その水彩都市としての江東区にふさわしい公園づくりを積極的に推進していくことが可能になると、こういうようなお話をいただいております。

岡崎委員　そうすると、まず一点目の江東区の積極的な努力は、それはそれで結構だと思うんですが、その管理をする場合に、費用という面では二つに分けることによって管理費用が増えるということはないというふうに理解をしておりますでしょうか。

鈴木臨海開発部長　管理経費の部分につきましては、これは区さんがどういう運営形態を図るかということ、それにかかわっておりますので、一概に安くなる、あるいは高くなるということはない、ちょっと算定ができないかと思えます。

○渡邊会長　よろしゅうございますか。いろいろ議論ありますけれども、それではほかにご質問、ご意見ございませんか。

(「なじ」の声あり)

○渡邊会長　よろしゅうございますか。

それでは、一応、今の声をあれいたしまして、東京都海上公園計画の変更(案)につきましては、原案を適当と認めることとしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

渡邊会長 それじゃ、ありがとうございます。ただ、今もいろいろご意見がありましたので、そのご意見については、今後もいろいろと参考にさせていただくということをお願いしたいと思います。

報告事項

東京港第七次改訂港湾計画

中間報告

○渡邊会長 それでは次の報告事項であります。

東京港第七次改訂港湾計画の中間報告につきまして、事務局から説明をお願い申し上げます。

○田中港湾整備部長 港湾整備部長の田中でございます。報告事項の東京港第七次改訂港湾計画の策定について説明させていただきます。着席させていただきます、ご説明させていただきます。

本件は平成十六年二月に本審議会よりご答申をいただきました東京港第七次改訂港湾計画の基本方針を踏まえまして検討を進めてまいりました七次改訂計画の素案を中間報告と

して取りまとめ、ご報告するものでございます。

最初に、A3一枚の色刷りの資料2により、中間報告の概要をご説明いたします。

初めに、これまでの経緯でございますが、資料の下段左に記載のとおり、十六年二月の答申をいただいた後、昨年十二月に日本港湾協会の栢原理事長を委員長とする委員会を設置し、具体的な計画案を検討してまいりました。この委員会には、基本方針の部長をお願いたしました森地先生や来生先生のほか、国や関係団体の方々に委員としてご参加いただきました。本日ご出席の森地委員には度重なるご指導を賜り、この席をかり御礼申し上げます。

委員会での検討の結果、このたび、計画素案がまとまりましたので、本日、当審議会に中間報告としてご説明するものでございます。

次に、資料上段に記載しております計画の更新でございますが、目標とする年次はおおむね十年後の平成二十年代後半としております。また、東京港の将来の姿として、首都圏四千万人の生活と産業を支える東京港の国際競争力を強化し、物流、交流、環境、安全の四つの機能が融合した魅力ある港の実現としております。

次に主な計画内容でございますが、物流では、世界と競う港湾サービスの実現、交流では活力と魅力あるベイエリアの形成、環境では環境と

共生する港づくり、安全では首都東京の危機管理機能の強化、これらを目標として、記載のとおり四つの機能別にそれぞれ具体的な取り組みを計画しておりまして、相互に機能の連携を図っていくこととしております。物流を中心といたします計画全体の体系をご確認いただければと存じます。個々の具体的な計画内容につきましては、後ほど資料２の冊子により説明いたします。

ここで、基本方針の段階から本計画に移行する過程での主要な変更点についてご説明いたします。物流の欄をござらんください。今回の計画では、コンテナ取り扱量を四百六十万TEUとしております。基本方針の段階では三百五十万TEUとしておりましたが、アジアからの輸入貨物の急増を受け、今回、四百六十万TEUと上方修正したものであります。また、環境の欄に、景観法の施行を踏まえまして、新たに良好な港景観形成を計画に位置づけております。以上が主要な変更事項でございます。

次に、この資料の下段の欄をござらんください。今後の予定でございますが、本件は、本審議会にご説明の後、新聞等報道機関に発表いたします。また、港湾局のホームページにも記載し、都民や港湾関係者からのパブリックコメントをいただくこととしております。参考資料とし

てお手元に配付いたしましたパンフレットも、都民や関係者に配付することとしております。ごらんいただきたいと存じます。今後、本日の委員会でのご意見やパブリックコメントも踏まえますとともに、地元区や関係機関との調整を行いまして、十二月には最終的な計画案を取りまとめ、改めて質問させていただくこととしております。ご答申をいただければ、国の交通政策審議会での審議を経て、年度末には公示する予定でございます。

それでは、小冊子であります資料2-2によりまして、具体的な計画内容を説明させていただきます。なお、港湾計画というものは主にハード面の施設計画でございます。それでは少しわかりにくいということで、この小冊子におきましては、都民や皆様のご理解をいただくために図表や写真を用いております。また、図表や写真を用いますとともにソフト面の記述もつけ加えて、この小冊子に記入してございます。

それでは説明いたします。目次をお開きください。全体で七章構成となっております。一章で経緯を説明し、二章で物流のグローバル化など今日的な革新の動向を述べております。三章で計画の方針を述べ、四章で目指すべき将来の姿をまとめております。五章では実現に向けての具体的な計画内容を、物流や環境など四つの

機能別にまとめております。六章では土地利用に関する計画をまとめております。また、七章には計画の実現に向けました取り組み方針についてまとめております。

それでは順に説明してまいります。

一ページには昭和三十一年の当初計画からの経緯を記載しております。次の二ページから十一ページにかけては、物流、交流、環境、安全の四つの機能別に現状と社会的要請について、それぞれ取りまとめております。まず物流につきましては、東京港が首都圏四千万人の生活と産業を支える重要な役割を果たしていること。また三ページの下段のグラフに示しますとおり、外貿コンテナ貨物の取り扱い量が七年連続して日本一となっている現状を示しております。こうした動向を踏まえまして、革新の要請として五ページから七ページにかけては、香港などアジア諸港が躍進し、東京港の相対的地位が低下しており、ハード、ソフト両面からの大胆な取り組みを行い、サービスマップ、コストダウンを図っていく必要があるとしております。

次の七ページから八ページでは、東京ベイエリアは人・モノ・情報の交流を支える陸・海・空の結節点であり、水辺のにぎわいの創出や都市開発の推進、さらには羽田空港の再拡張への

対応が求められるとしております。

次に三の環境への対応といたしましては、緑地空間の確保や環境負荷軽減などが求められているとしております。

十ページでは、首都東京の防災機能として、大規模地震への対策、高潮対策、保安対策の必要性を示しております。

次に十一ページから十二ページにかかけましては港湾計画の方針を記載しておりますが、先ほどの説明と重複しますので省略させていただきます。

十三ページをお開きください。機能別ゾーンングでございます。図面の中で青の一番長く点線で記載しておりますのが湾岸道路でございますが、原則としてこの湾岸道路より陸側につきましては図面で黄色で示します都市的な都市利用を行っていく。そして海側につきましては、赤で記載しております物流や、あるいは灰色で記載しております廃棄物ゾーンと、こういうような大きな機能別ゾーニングをしております。

次に十五ページをお開きください。東京港の将来の姿でございます。ここには目標年次におきます東京港の取り扱い貨物量等の目標値を示しております。取り扱い貨物量では、外貿貨物が六千万トン、内貿貨物が五千万トン、合

計一億一千万トンとしております。このうちコンテナ貨物が四百六十万TEUと推計しております。また旅客施設利用者数は六百八十万、緑地面積は九百八十ヘクタールとしております。

次に五章、十七ページになります。将来の姿の実現に向けてということで、その計画内容を機能別に説明いたします。

最初に物流でございます。東京港におきましては、コンテナの利用が急増する一方、それを取り扱うスペースが不足がちでございます。このため、コンテナ、ターミナルと、その背後用地の一体的な利用による効率的運営が極めて重要でございます。港湾計画におきましては、このような一体的運営を図る地区を効率的な運営を特に促進する区域として定め、表示することとされております。

十八ページの図に灰色で示しております既存コンテナふ頭につきましては、一つの試案といたしまして、この効率的な運営を促進する区域として仮に表示したものでございます。実際に地区を定めるに当たりましては、今後、関係する民間事業者の方々と十分議論をさせていただきますと考えております。

次に、十八ページの図面で青で示されました中央防波堤外側と新海面処分場には、新しいコ

ンテナふ頭として、十一メートル水深を一バー
ス、十五メートルから十六メートルの大水深を
三バーズ計画しております。また、高機能倉庫
やコンテナ置き場として黄色で示しますコン
テナ関連用地を中央防波堤の外側に、またピン
クの斜線で示します用地につきましては、大井
ふ頭その一、その二の間を埋め立てて造成いた
します。

次の十九ページ、二十ページをお開きくださ
い。内貿貨物への対応の計画です。二十ページ
の図面に中央に赤で示しますように、中央防波
堤内側に、十九ページの写真で示しますROR
O船に対応した貨物ふ頭を新設するなど、内貿
ユニットロードふ頭の充実強化を図る内容と
なっております。

二十一ページからは在来ふ頭の計画でござ
います。食品や建材ふ頭などの計画を二十七ペ
ージにかけて順に示しております。その中で主
なものを紹介いたしますと、二十二ページに示
しますとおり、大井ふ頭その一、その二の食品
ふ頭の計画を埋め立てに伴いまして廃止いた
しまして、中央防波堤の内側に新たに計画いた
しました。また二十七ページの貯木場につきま
しては、利用実態に合わせ一部を廃止・縮小す
るものがございます。

次に、二十九ページをお開きください。羽田

再拡張への対応でございます。三十ページの図面の下のほうに記載しておりますとおり、羽田空港の四番目の新しい滑走路が建設されることになりました。それに伴い、現在の第一航路を図面に示しましたとおり東側に振る計画変更をするものでございます。その際、第一航路の幅員を大型船が対面航行できるよう六百六十メートルに拡幅するものでございます。

三十一ページをお開きください。物流を支える臨港道路の計画でございます。今回、三十二ページの赤色で示します道路を新規に追加計画するものでございます。

次に二つ目の機能、交流につきまして説明いたします。三十三ページをお開きください。

海上交通ネットワークの拡充や水辺のにぎわいの創出のため、豊洲、晴海などに小型船棧橋を計画するものでございます。三十五から三十六は旅客船ふ頭計画です。国内や国外のクルーズ船や離島航路のため、日の出と晴海ふ頭に計画するものでございます。

三十七ページをこらんでください。水辺のにぎわいと魅力づくりの計画でございます。運河を水上レストランなど観光資源として有効活用するため、運河ルネッサンスを初めて港湾計画に位置づけております。

次に三つ目の機能、環境について説明します。

三十八ページは自然環境の保全と親水空間の拡充です。下の図面に示すとおり、海の森を中心に、水と緑のネットワークの拡充を計画に位置づけております。また、水域環境の改善を図り、水生生物などの生息環境のネットワークについても取り組んでまいります。四十ページにこうした計画の配置図を示しております。

次に四十一ページには廃棄物最終処分場の計画を示しております。循環利用できない廃棄物等の処分地として新海面処分場を計画に位置づけているものでございます。このほか、四十二ページに示しますとおり、ヒートアイランド現象など多様化する環境問題にも対応していくこととしております。

次に四十三ページをごらんください。今回の計画では、良好な港景観の形成を計画に初めて位置づけております。現在、レインボーブリッジやお台場周辺はシンボリックな景観を形成しておりますが、今後、特に新たに整備する港の入り口付近を新規に景観形成区域としております。また、放置されている船舶への対応につきましても、四十四ページに示しております。

次に四つ目の機能、安全について説明いたします。四十五ページをお開きください。大規模震災対策です。首都直下型地震の切迫性が指摘されており、臨海部の防災機能の強化対策を計

画に位置づけております。具体的には、震災時の海上輸送基地といたしまして、十号地その二などに耐震強化岸壁を大幅に拡充する計画となっております。また新規に整備する外貿コンテナふ頭も耐震強化岸壁として計画しております。

次の四十七ページでは、台風による高潮から都民を守る海岸保全施設の整備方針を示しております。東京港では四十八ページに示したとおり、外郭堤防と水門が既に整理されておりますが、老朽化と耐震対策が課題となっており、○メートル地帯を抱える地区から重点的に実施していくこととしております。

次に四十九ページでは、テロ、密輸、密入国など犯罪に強い港づくりに取り組んでいくこととしております。

次の五十ページからは、羽田再拡張や中央卸売市場の豊洲移転などに伴いまして、土地利用計画の変更を行うものがございます。地区別に主なポイントを説明させていただきます。

五十一ページの内港地区におきましては、豊洲新市場に整合するよう、都市機能用地に変更しているものがございます。次の南部地区では、コンテナ機能を強化するため、大井ふ頭その一、その二の間の水面を埋め立て、新規にコンテナ関連用地にするものがございます。次の五十三

ページ、中部地区ではふ頭機能強化のため、十号地その二地区で土地造成を行ってまいります。東部地区におきましては、都市的な土地利用の実態に合わせ変更を行うものでございます。次の五十五ページ、中央防波堤地区では、臨港道路の計画に整合するよう土地利用を変更するものでございます。羽田地区におきましては、第4滑走路を交通機能用地として位置づけております。

以上が七次改訂計画の内容となっております。す。

次に、今回の港湾計画を実現していくための施策についてご説明します。

基本方針の答申では、その実現に向けて留意すべき事項として、五つの施策についてご示唆をいただきました。そこで、これらの施策への現在までの取り組み状況についてご報告させていただきます。

五十七ページをごらんください。まず広域的課題解決に向けた実効性ある連携でございますが、十六年四月に京浜三港の広域連絡協議会を設置いたしましたして、物流ネットワークの強化や港湾コストの低減等に取り組んでおります。

次に港湾経営の将来像でございますが、国際競争力の強化が急がれる中、現在、国でも検討が進められておりますが、港湾法の改正や国の

動向等を踏まえまして、引き続き検討してまいります。

次に五十九ページで、ユーザーの視点に立った規制緩和でございますが、インセンティブ制度として十六年四月から貨物取り扱ひ量に応じた港湾施設使用料の減免を実施いたしますとともに、十六年七月からは日曜日ゲートオープンを実施してきたところであります。

次に、民間ポテンシャルの誘引・誘導でございますが、来年度から海上公園への指定管理者制度を導入することとしております。また十七年、本年七月からは運河ルネッサンス推進地区におきまして、水上レストランの設置の規制緩和などを行っているところでございます。

五点目の行政の説明責任と効率的な事業展開でございますが、本計画も先ほど説明したとおり、パブリックコメントにより都民意見を反映してまいります。また、事業評価制度や予防保全型管理手法の導入により、効率的な事業展開に取り組んでまいります。

最後になりますが、この計画を実効性の高いものとするために、六十二ページの六に示したとおり、関連施策と連携した総合的な取り組みを行ってまいります。具体的には、物流の効率化を実現していくために、現在検討が進められております首都圏を視野に置いた総合物流ビ

ジョンとの整合を図ってまいります。また、計画の実現には、東京港に関連するさまざまな企業や団体の方々との連携による戦略的な取り組みが不可欠であります。そのため、十六年三月に策定いたしました新アクションプランとの整合を図り、東京港の港改革を実現してまいりますと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

渡邊会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問等をお伺いしたいと思います。それじゃ、小竹委員、どうぞ。

小竹委員 私、初めて委員になったものですが、らお伺いしたいというふうに思うんですけれども、席上で六十ページにわたっての資料が出されて、これをきょう議論をするというのは、私、中身を読んでいないという点でも、ほんとうに皆さん、議論をすることができらるかどうか。今までこういう状況で審議会が行われてきたのかどうかというのがよくわからないんですけれども、その点についてどうなのかというのが、まず一番の疑問なんです、いかがなんでしょうか。

渡邊会長 はい、どうぞ。

田中港湾整備部長 本日は六十ページに及ぶ膨大な計画であるということもありまして、中間

報告という形でご説明させていただいております。この中身につきましては、当審議会の委員の皆様のほか、都民や関係する方々につきましても、今後、パンフレットやホームページを見ていただき、ご意見を賜りたいと思っております。したがいまして、きょうのご意見のほか、ほかに何かお気づきの点がありますれば、事務局のほうに言つてくだされば、最終案を提出するのは十二月でございますので、その間にいろいろな意見を賜つてまいりたいと、このように思っております。

渡邊会長 これ、ただ、私が申し上げますけれども、ご承知のように、昨年二月にこの計画のもとになります基本方針というのを既に皆さんの、ここにおられる委員の参画によってまとめたわけですね。それはあくまでも今回提出する計画をつくる上での二十一年間にわたる、いわば耐えられる審議内容をつくつてきたわけですね。ですから、私は都の方々なんかは、当然それを勉強されているものだ。つまり、基本方針があります、その基本方針を受けて今回、国に提出する港湾法の計画というものをいわばお出しに。しかし、その基本方針に対して、この一、二年間でも物量が増えとか、そういう一つの大きな変動というものが経済界に起きてくるわけですから、つまりそういう量的な

変化、状況において大きく変わるところは、やっぱりこの計画において見直して、その上で中間報告を兼ねながら、最終的にいわば計画案をつくり上げると、こういう過程でありますので、私もこの審議会の委員をやっていますけど、少なくともこの三年間の議論の積み重ねが、いわばここに集結しているという、そういう観点で、多分新しくこの審議会にお加わりになった方はそういうご不満をお持ちだと思いますけれども、都のほうも、新しい方に関しては今までの経過を十分説明していただきたいと、こういうふうに思います。この審議会の運営上ですね。

小竹委員　ただ、やはり方針にのっとって具体化された中間のまとめということなんですけれども、やはり事前に読んでお話を聞くのと、それで、やはりいろいろ意見を述べるという点でいうと、やはりこの資料については、きょう渡されて議論して、たとえ中間のまとめであっても、この場で議論ということになれば不十分な議論に私なんかはなるなというふうに思うものですから、事前に、少なくとも審議会の前には資料を配っていただいて、読んで参加できるような状況にはしていただきたいというふうに思いますので、そうじゃないと審議会も形骸化するということにもなりかねないので、ぜひこの点については、強く要望させていただきます。

たいというふうに思います。

渡邊会長 これは、事前資料はいつお配りになったんですか。

小竹委員 この厚いのは席上ですね。

田中港湾整備部長 審議会の審議、十分な審議をしていただくために、可能な限り事前に資料をご送付できるように今後、努力していきたいと思えます。

渡邊会長 これは皆さん、初めてきょうお手元で拝見するんですか。

上東野委員 事前説明ありました。

渡邊会長 事前説明、ちょっと参考のためにお受けになったのは、挙手いただけですか。

小竹委員 私も事前のご説明を聞いたのは、この一枚だったんです。それで、これでかなり深く書かれて、図面もたくさんあるわけで、やはりそういう意味では、きちんとこちらの本体を見て、いろいろ意見も述べるべきだというふうに思えますので、その点で。

渡邊会長 わかりました。どうぞ、事務局。

樋口技監 どこまで事前にご説明するかという、なかなか資料作成で難しい点がありますが、たしか説明するとき、この一枚、全体の概要、皆さんそれぞれお忙しい、お時間があるところで、全体の説明と、それと基本方針の冊子をお渡しして、これについてはきょうがスタートといい

ますか、概要だけご説明させていただいて、先ほど部長のほうから申し上げましたが、今後、パブリックコメントと合わせて皆さんのご意見を伺いながら、最終のまとめをしていきたいというふうに思っております。事前の説明のやり方については、いろいろあるうかと思いますが、資料の作成等を踏まえてご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

渡邊会長 幸いなことに、まだ中間報告でございますので、そういう点を踏まえて、この最終決定まで十分な説明はするように、ひとつお願いしたいと思うんですけれども。

それじゃ、どうぞ。

岡崎委員 そうすると、とにかくある材料で議論させていただくしかないんですが、時間がないので簡単に申し上げますが、まず八ページの「環境にやさしい港湾空間の創出」とあって、その真ん中ぐらいに八百ヘクタールの海上公園や運河沿いの遊歩道が整備されているというふうにあるので、すばらしいなと思って、私、この東京港図って港へ行って見させていたのだら、この下のほうには全然緑のところがない、この冊子の三十八ページの図面を見ますと、右側の欄に羽田沖浅場というのがあるんですね。さらに左側の場合は、多摩川までの緑の矢印が来てるんですね。ところが多摩川の河口

部というのは全然これに入っていないんですけれども、これは港の中に入らないから、多様な環境と共生するような港づくりの範疇からは外れ、かつ環境の保全、都民の潤いと憩いの場から外れているという理解でよろしいんでしょうか。

田中港湾整備部長 三十八ページのこの緑のネットワークの図面では、確かに羽田からこちら、多摩川に回り込むような方向についての矢印等は出ておりませんが、全体として、東京湾全体を緑の流れで囲むというコンセプトとしてこういう表示をしたから、こうなっているわけでございまして、羽田沖の浅場の整備などを含めまして、多摩川に至るまで可能な限りの水と緑のネットワークなり、生物生息環境のネットワークづくりという方向で取り組むという姿勢でございまして、基本的には。

樋口技監 ちょっと補足します。今、先生おっしゃったように、多摩川のところ、港湾区域外でございますので、この計画の中では触れていないということでございます。

岡崎委員 そうすると、港湾区域外であるから書いてないだけの話で、裏には実は空間というか自然環境の保全という意味であれば、当然視野には入ってきている。ただ所管でないと、そういうことですね。

樋口技監　ここは羽田空港でございますので、外に直接どういふものをつくるかということころはなかなか難しいところがございますが、例えば多摩川の水質浄化等を含めて、東京都全体として取り組んでいるところでございますので、私ども、直接、先ほど申し上げましたようにこの区域外ということをご理解いただければと思います。

岡崎委員　もう一点だけ、これは今から十年後ということですから、つまり地震対策で、地震に強いだとか、あるいは物流の拠点としての強化というのは当然のことだと思いますが、津波のことはどうでもいいんですか。一言も触れられてないような気がしたんですが。

田中港湾整備部長　津波のことも、港湾計画策定に当たって検討してございます。ただ、東京港はその港、東京湾の形状から考えて、津波よりも高潮のほうが実は高うございます。津波の予測はいろいろと学術研究の結果、東京湾では、たとえ海溝型の大きな津波が来ても一・二メートル程度という予測が出ています。これに対しまして伊勢湾台風級の巨大台風による高潮は四メートル六十あるいは八メートルという高さを想定した高潮堤防を建ててございますので、高潮対応をすれば現実的には津波対応もできると、こういう計画の考え方となっております。

す。

渡邊会長 よろしゅうございますか。それじゃ、大澤委員。

大澤委員 今の高潮対策で、ちょっとお伺いしたいんですが、今年の夏もさまざまな自然の猛威を我々国民は触れたと思うんですが、この高潮対策の中で防潮堤の内部護岸の整備済みと未整備の図があります。これをずっと見ていきますと、その三ページ後ぐらいに、内港地域としての豊洲ふ頭の部分があるんですが、これからこの豊洲ふ頭というのは築地市場の移転の中において、やはりこの高潮対策というのがすっぱりと抜けておりまして、この地図を見ますと臨海副都心のゾーンであるところはしっかりと高潮から守るぞというような部分は見取れるんですが、この都民の台所であります、これからの豊洲市場に対しての高潮対策というものが全くなされていらないような状況に見受けられるのでございますが、これがこの状況の中で高潮対策、豊洲ふ頭は大丈夫なんでしょうか。

田中港湾整備部長 豊洲ふ頭は新しい市場が移転するという前提で今、整備を進めているところでございます。その関連の一環で、この土地が安全に高潮に対しても使っていくということのために、高潮の堤防づくりも並行してこの

事業の中で進めておりまして、市場が移転する
ころには高潮対策ができたふ頭になるという
こととしております。

渡邊会長 よろしゅうございますか。それじゃ、
神林さん。

神林委員 二点ばかりでございますけれども、
一点目は二〇〇九年十二月に羽田空港が国際
化の予定でございますけれども、ご存じのお
り、神奈川県側では神奈川口構想ですか、こう
いうものを出しておられるわけですね。その中
で、やはり国際化になりますと、物流機能をは
じめ、空港の後背地となる部分の対応が必要で
ございますが、神奈川では具体的にそこを出し
ているんですが、東京都としてはどうなのかと、
これが一点。

もう一つ続けて、それから二点目は、中央防
波堤内外の用地でございますけれども、これは
当然これからいろいろ用途が決まってくるま
と、環境アセス等、地元の意向を聴取してい
なきゃいけない。そういう意味では区の帰属が
はっきりしませんと、この辺ができないんじや
ないかというふうに思っんですね。ですから、
区の帰属の問題がどう進んでいるのか、この二
点について、お願いします。

田中港湾整備部長 まず最初に一点目の羽田空
港の整備に伴う物流等もろもろの影響でござ

いますが、このたびの計画におきましても、例えば十八ページの図面を見ていただきたいと思います。羽田の新しい空港ができますれば、おそらく空港貨物というものも相当倍増することが予想されます。そうした場合に、東京港内において、そういった航空貨物も取り扱うような空間が必要だろうということを意識しております、この十八ページの中でコンテナ関連用地としておりますが、こういった黄色で示した空間等につきまして、航空貨物等も意識したことを考えております。今後とも、羽田空港の再拡張に伴って、さまざまな形で東京港の整備に影響することが考えられますので、その状況に合わせた弾力的な計画の見直しをしていかなきゃいけないと、このように思っております。

齊藤総務部長 総務部長の齊藤でございます。中央防波堤の内外の土地につきましての区の所屬についてのお尋ねでございますけれども、港湾局といたしましては、これまでの経緯を含めまして、その問題については重々認識を持っているところでありますが、都におきまして、本件について議論するセクション、担当するところは総務局でございます、総務局のほうに、きょうお話がありましたアセスの関係の問題等、ご意見があったということをきちんとお伝

えをさせていただきたいと思しますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

神林委員 一つ目の空港問題は、ぜひ具体的な計画がなければ何も進みませんので、周辺の区と協議していただいて、ぜひ具体的なものを詰めていただきたいと思います。

それから二点目の部分については、さつきもお話ししたとおり、当然、用途が決まってくれば地元有意向を打診しなくちゃいけないわけですから、そういう意味では、やはり積極的に進めていただきたいなと思います。お願いいたします。

渡邊会長 わかりました。あと時間が押しますので、それじゃ、もう一方だけということで、どうぞ。

小竹委員 一つは羽田空港再拡張によって第一航路の拡幅と移設ということなんですけれども、安全性と、それから当然、羽田空港、再拡張ということになると埋め立てということになるわけですが、多摩川の河口はアサリだとか、浅場でかなり潮干狩りだとか水生生物などが生息しているわけですが、そういうものの環境問題等については、どのように検討されてこういう結論になったのか、その点が一点。

それからもう一つは、東京湾内には東京港以外に横浜、川崎、千葉などの港があるわけす

けれども、そういう港との関係で、いずれも国際競争力の強化ということで、ある意味では東京湾内でも競い合っている部分というのがあるというふうに思うんですが、その辺での、同じ東京湾の首都圏の物流を担う港としての役割分担みたいなものについての協議とか、そういうものが進められている上で、こういう計画になっているのかどうか、その点はいかがですか。

渡邊会長 それじゃ二点、お願いいたします。

滝野計画調整担当部長 航空安全の関係、安全につきましては、先ほど田中部長のほうから説明しました計画の委員会とは別に、海自関係者の方、あるいはパイロットの方等、船の専門家の方に入っていたいただきました航空安全の検学会というのを設置をいたしまして議論していただきまして、あるいはいろいろ操船のシミュレーション等をいたしまして、安全性の確認をしていただいております。

渡邊会長 どうぞ。

新田港湾経理部長 二点目の湾内の役割分担とありますが、その関係についてでございますが、港湾経理部長の新田でございます。ちょっとこの資料2 2の五十七ページ、若干ここに関連して出ておりますが、近年、国のスーパースター中核港湾構想の推進の中で、湾内の連携というのが

非常に強調されておりまして、私どもも隣接港湾、川崎港、横浜港との連絡調整、これを非常に緊密にやっております。そういった中で、基本的に我々、そういった連携を前提にしながら民間のニーズにこたえるということで、それをベースに今回、まとめさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

田中港湾整備部長 もう一点、羽田再拡張工事に伴う環境への影響でございますが、このたびの七次改訂計画の中身を前提として、いろいろと環境予測した結果によりますと、東京湾の水質あるいは水流とも、大きな変化はないという予測結果が出ております。なお、羽田再拡張工事そのものに伴う詳細な環境影響につきましては、この工事を実施いたします国の担当調整部局のほうで、今後、詳細な調査をし、その影響について検討することになっております。

中村委員代理 すいません。

渡邊会長 それじゃ、これを最後に。

中村委員代理 今のご質問に関連して、国土交通省の関東地方整備局でございます。羽田空港の再拡張に伴います環境影響予測につきましては、現在、環境アセスメント法に基づく準備書の段階でございます。これを告示縦覧中でございます。ご指摘のございました多摩川河口域の重要性、これはもう十分に認識しております。

すので、その準備書の中でもいろんな観点で記述をさせていただいているところがございます。今後、一般の方からのご意見等を踏まえて評価書の段階へ進んでいくところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

渡邊会長 それじゃ、申しわけございません。活発なご議論をいただきましたので、時間が大分たちましたので、一応、きょうの議論の内容を十分踏まえまして、この計画案の最終案の取りまとめに向けて事務局で作業を進めていくということで、ご了承いただきたいと思います。それで、最後にちょっと会長からのコメントをもらいたいということで、私から二、三申し上げたいと思います。

ご承知のように、当審議会は昨年の二月、先ほど申しましたように、おおむね二十年後を見据えた第七次改訂港湾計画の基本方針を答申いたしました。東京都はこの答申を踏まえて、港湾管理者としての今回、議論していただく計画改訂に向けて検討を進めてきたわけであります。きょうは中間報告ということで、さまざまな意見がお出しになりましたので、これをさらに作業として進めていくということになります。

ご承知のとおり、基本方針策定の過程におきましては、首都圏四千万人の生活と経済活動を

支える東京港のあり方について提言を行うために、部会での議論を深め、一年二カ月にわたり熱心な意見交換を行ってまいりました。特に東京港の経営が目指すべき方向を記述するに当たりましては、各委員から熱心なご発言があったわけであります。この港湾法に基づきます港湾計画は、本来、おおむね十年後の港湾施設のあり方を定めるものでありますが、東京都ではこうした審議会での議論を踏まえまして、施設のあり方とあわせて、東京港の経営について、東京都が目指すべき基本方針でいただいた方向性を盛り込みながら、今、作業を進めておるということでございます。さらに、従来の計画案と違いまして、イラストや写真を使ったり、表現を易しくしたりすることで、一般の都民の方々にもご理解しやすい冊子にまとめる工夫もしております。これは多くの方々の理解と協力を得て東京港の整備・運営を進めていこうという努力のあらわれだというふうに理解しております。

今度の港湾計画改定案のもう一つのセールスポイントであることは、既存ふ頭の活用と新規ふ頭整備により、物流機能の拡充、特にどんな、四千万の所帯を背後にします外貿コンテナふ頭の拡大要請があるわけでございます。その充実強化を明確に打ち出しているとい

うことが第一点であります。それから第二点は、東京港の持つ最大の機能は、何といても日本を代表する物流拠点としての機能を備えるということでありまして、設備整備のみならず、背後にあります物流効率化に向けたソフト対策の双方に、今までにない視点を入れて取り組むということと合わせまして、環境、安全面でも十分な取り組みを行って、都民と経済界の期待にこたえ得る競争力のある港を目指していくということであるべきだと思います。今後、都民や関係者の意見を募集するとともに、地元区などの協議を十分行いながら、今日、いろいろな議論の過程の中でご意見をいただきましたので、そういうものを反映させた最終案をまとめて、この審議会に最終案として諮られることを期待いたしまして、会長のコメントにさせていただきます。

答 申

渡邊会長 それでは、続きまして諮問事項の答申です。さきにご承認いただきました東京都海上公園計画の変更につきまして、原案を適当と認めることといたしましたので、その旨を答申いたします。会長の私から答申書を港湾局長に

お渡しいたします。

(渡邊会長より津島局長へ答申(案)手交)

東京都港湾局長挨拶

渡邊会長　それでは最後になりますけど、局長からご挨拶をいただきたいと思えます。

津島港湾局長　東京都港湾局長の津島でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、長時間ご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいま渡邊会長から、東京都海上公園計画の変更につきまして、ご答申をちょうだいいたしました。

今回の変更では、都の海上公園の面積は一部減少することとなりますが、区の管理する公園とし、あるいは隣接する港湾施設と一体的に利用できるよう管理することなどにより、都民の皆様がより一層利用しやすい空間になると考えております。先ほどご指摘いただきました管理につきましては、十分区と調整を図りながら進めてまいりたいと思っております。また、海上公園だけでなく、区立、都立の公園が一体となった水と緑のネットワークの拡充にも積極的に取り組んでまいりますので、今後ともご指

導、ご支援を賜りたいと存じます。

さらに、本日は東京港第七次改訂港湾計画のこれまでの検討の状況につきまして報告させていただきました。これは平成十六年二月の第七十二回港湾審議会でご答申いただきました東京港第七次改訂港湾計画の基本方針に基づき、これまで検討を進めてきたものでございます。東京港を首都圏四千万人の生活と産業の拠点として、物流、交流、環境、安全の四つの機能をこれまで以上に発揮する港にするため、ソフト、ハード両面からの取り組みが必要と考え、検討作業を進めてまいりました。また、そのことを都民の皆様方にわかりやすくご説明できるように、記述方法についても工夫を重ねてまいりました。この結果、法定の港湾計画とあわせて、多くの方々に東京港の目指す方向を幅広くご理解いただくための冊子も取りまとめることといたしました。委員の皆様方の熱心な議論の成果である基本方針を反映できたものと理解しております。

本日、皆様から賜りましたご意見をしっかりと受けとめますとともに、今後広く都民や港湾利用者など、関係者の方々から多様なご意見を伺い、それを反映させた形で最終的な計画を取りまとめてまいります。そのためにも、今回の報告書は東京港の果たす役割、目指すべき方向

性、そのための取り組み、こうしたものを都民や関係者、経済界の皆様方に十分ご理解していただき、応援していただけるよう、ホームページやそのほかのさまざまな広報手段を使って、わかりやすくアピールすることとしております。委員の皆様方には、これからも東京港の振興発展のため、引き続き一層のお力添えを賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、本日のお礼の今後のお願いを申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。しました。

渡邊会長 それでは、事務局から次回の予定を確認していただきたいと思います。

浜企画課長 今回は、先ほど中間報告させていただきましたきました東京港第七次改訂港湾計画の最終案につきまして、審議会の皆様方に諮問させていただきたいと存じます。時期は今年十二月ごろを予定しておりますが、開催日など詳しいことが決まり次第ご案内申し上げますので、よろしく願いたします。

それから、それまでの間に、きょう時間の都合でご指摘いただけなかったご質問、ご意見などございましたら、いつでも事務局のほうにお寄せいただければ幸いですので、どうぞよろしく願いたします。

私からは以上でございます。

渡邊会長 私自身も二度ばかり、東京湾を船に乗って視察させていただいて、大変勉強になっているわけで、できればこの十二月の最終答申までに、お暇がありましたら、皆さん方、東京都港湾局に頼んでご案内を申し出ていただいたら、さらに一層ご理解いくんじゃないかと思っていますので、ぜひひとつお考えをいただきたいと思えます。

それでは、長時間にわたりましたご審議いただきまして御礼申し上げます、これももちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

(午後三時五十八分)

了